

Fight!  
Fukushima!

がんばろう  
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り

7月19日発行

Vol.604

さんじょうライフ



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。

目次

●「みなみそうまトピックス」から

- ・小高放課後子ども教室  
(梅収穫体験)ジュース作り ----- 2
- ・語り部等の大臣感謝状の贈呈式 -- 2
- ・令和5年度企画展  
「野馬追絵図とは何か?」 ----- 3

●被災自治体News

- 南相馬市 ----- 4
- 浪江町 ----- 10
- 双葉町 ----- 14

●三条市News

- ・郡山市議会議員一般選挙  
不在者投票をする方へ ----- 15

7/29(土) ~ 31(月)

# 令和5年度 相馬野馬追

相双地区を代表する夏の風物詩「相馬野馬追」が、本年も盛大に開催されます。

令和5年度相馬野馬追の行事概要は、次の通りです。

- 7月29日(土) 出陣・宵乗り
- 7月30日(日) 本祭り
- 7月31日(月) 野馬懸

▶ 相馬野馬追公式サイト

<https://soma-nomaoui.jp/>



7/7

金

## 小高放課後子ども教室(梅収穫体験)ジュース作り

7月7日に小高放課後子ども教室(梅収穫体験)が開催されました。

小高放課後子ども教室では、地域・学校行政が連携し、子どもたちの「学ぶ」意欲の向上および地域住民との交流を図るため、本事業を実施しています。

小高小学校の児童は、自分たちで以前収穫した梅と砂糖を瓶に詰めました。砂糖と梅がジュースに変わる様子を今後観察していきます。

9月に今回作成した梅ジュースの試飲が開催される予定です。



7/11

火

## 語り部等の大臣感謝状の贈呈式

7月11日、語り部等の大臣感謝状の贈呈式が本庁で行われました。

南相馬市観光ボランティアガイドの岩橋光善氏が、語り部等の大臣感謝状を贈呈されることとなりました。

復興庁では、震災伝承の第一線で語り継ぎ、次世代に伝承活動の担い手を確保するための取り組みを推進する活動を行っている中で、語り手等に改めて感謝の意を示し選定者に感謝状を発行しています。

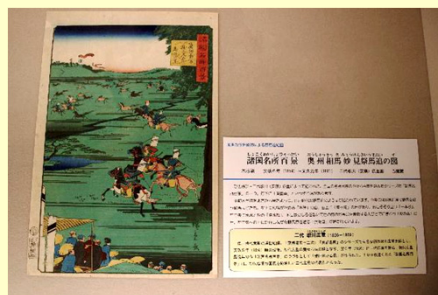


7/8 土 ~ 9/18 月祝

## 令和5年度企画展「野馬追絵図とは何か？」

市博物館では、7月22日から9月18日までの期間、企画展「野馬追絵図とは何か？」を開催します。現代よりも大きなスケールで行われていた過去の野馬追行事をはじめ、見物人たちのすがた、町の様子など、その時代の生活が生き生きと表現された『野馬追絵図』は、まさに時代に生き証人といえます。

本展では、江戸時代や明治時代に描かれた『野馬追絵図』から、野馬追の歴史と変遷を辿ります。また、子どもたちの目を通して見たコロナ禍での野馬追の絵も紹介します。



▶ 令和5年度企画展「野馬追絵図とは何か？」

[https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/culture/museum/tenji/kikakuten\\_tokubetsuten/r5/22664.html](https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/culture/museum/tenji/kikakuten_tokubetsuten/r5/22664.html)



▶ 令和5年度企画展「野馬追絵図とは何か？」チラシ [PDF]

[https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/43/kikakuten20230708-0918\\_2.pdf](https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/43/kikakuten20230708-0918_2.pdf)





## 南相馬市からのお知らせ

### 東日本大震災に係る国民健康保険の一部負担金の免除期間について

7月18日HP更新

東日本大震災に係る一部負担金の免除期間については、下記のとおりです。  
医療機関を利用するときには忘れずに国民健康保険証と免除証明書を提示してください。

対象区分(世帯主で判定)	有効期限
(1) 避難指示が継続中の帰還困難区域等の方	令和6年2月29日まで
(2) 令和4年度および令和5年度中に避難指示が解除された旧特定復興再生拠点区域等の方	令和5年9月30日まで ◆令和5年10月1日～令和6年2月29日の免除については、同じ世帯の国保加入者全員の令和4年中の <b>所得(※)</b> の合計が600万円を超える上位所得層の世帯は、免除対象外となります。
(3) 令和3年度以前に避難指示が解除された 旧居住制限区域の方・ 旧避難指示解除準備区域の方	令和6年2月29日まで ◆令和5年8月1日～令和6年2月29日の免除については、同じ世帯の国保加入者全員の令和4年中の <b>所得(※)</b> の合計が600万円を超える上位所得層の世帯は、免除対象外となります。
(4) 旧緊急時避難準備区域の方 (5) 旧特定避難勧奨地点の方	
(6) 避難指示等対象地域以外の方 および(3)～(5)の上位所得層で免除対象外となった方で、震災により被災された方 (震災による住宅の全半壊など)	令和6年3月31日まで

#### (※) 所得:国民健康保険税の算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額等

- ※ 世帯内の国民健康保険加入者の増加や世帯主の変更、所得の変更によって、一部負担金等の免除措置の対象から外れる場合があります。
- ※ 避難指示が解除された区域の方で、国民健康保険加入世帯員の中に、税の申告が済んでいないなどの理由で所得の確認ができない方がいる場合は、一部負担金等免除証明書を交付できませんので、ご注意ください。

#### ■お手元の保険証をご確認ください。

**一部負担金免除期間延長となるのは、南相馬市の国民健康保険に加入している方のみです。**

職場の健康保険証を使っている方は、職場の保険担当者の方か、保険証に記載されている健康保険組合などにお問い合わせください。

福島県	有効期限	令和〇〇年〇〇月〇〇日
国民健康保険	被保険者証	
記号 〇〇	番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	(枝番) 〇〇
氏名 〇〇 〇〇〇	性別 〇	
生年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日		
適用開始年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日		
交付年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日		
世帯主氏名 〇〇 〇〇〇		
住所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		
保険者番号	交付者名	南相馬市

問い合わせ

市民生活部 市民課 保険年金係

TEL 0244-24-5233

## 東日本大震災で被害を受けた方の国民健康保険税の減免申請

7月14日HP更新

市では、東日本大震災で被害を受けた方の国民健康保険税の減免申請を受け付けます。

## 減免申請が必要な世帯

## 1. 震災によって主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯

**注意** 令和4年度以前に当該申請が済んでいる世帯は、令和5年度に改めての申請は不要です。

## ■減免額

- ① 平成23年度から令和4年度の保険税・・・年税額の全額を減免
- ② 令和5年度の保険税・・・・・・・・年税額の5/10を減免

## ■申請に必要な書類

- ・死亡または傷病を負ったことが確認できる書類
- ・納税通知書

## 2. 震災によって主たる生計維持者が行方不明の世帯

**注意** 令和4年度以前に当該申請が済んでいる世帯は、令和5年度に改めての申請は不要です。

## ■減免額

- ① 平成23年度から令和4年度の保険税・・・年税額の全額を減免  
**注意** 行方が明らかとなったときは、その前月分までを減免します。
- ② 令和5年度の保険税・・・・・・・・年税額の5/10を減免

## ■申請に必要な書類

- ・行方不明者の届出をしたことが確認できる書類
- ・納税通知書

## 3. 震災によって主たる生計維持者以外の被保険者が行方不明の世帯

**注意** 令和4年度以前に当該申請が済んでいる世帯は、令和5年度に改めての申請は不要です。

## ■減免額

平成23年度から令和5年度の保険税・・・世帯全体の年税額から行方不明者以外の被保険者の方で算定した年税額の差額を減免

**注意** 行方が明らかとなったときは、その前月分までを減免します。

## ■申請に必要な書類

- ・行方不明者の届出をしたことが確認できる書類
- ・納税通知書

次ページへ続きます 

#### 4. 主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、次の全ての要件に当てはまる世帯

- ・令和5年中に見込まれる主たる生計維持者の事業収入等の減少額(保険金や損害賠償金で補てんされた収入を控除した額)が平成22年中の事業収入などと比べて3/10以上である
- ・平成22年中の所得金額合計額が1,000万円以下である
- ・減少する事業収入等以外の平成22年中の所得の合計額が400万円以下である

##### ■減免額

平成23年度から令和5年度の保険税・・・対象保険税に減免割合をかけた額

##### ●対象保険税(料) = (A×B)/C

A:世帯の被保険者全員で算出した税額(収入が減少すると見込まれる年度)

B:主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等の平成22年中の所得の合計額

C:平成22年中の世帯全員の所得金額合計額

##### ●減免割合

主たる生計維持者の 平成22年度の所得合計金額	減免割合	
	平成23年度～令和4年度	令和5年度
300万円以下	10/10	5/10
300万円超 400万円以下	8/10	4/10
400万円超 550万円以下	6/10	3/10
550万円超 750万円以下	4/10	2/10
750万円超 1,000万円以下	2/10	1/10

##### ■申請に必要な書類

- ・平成22年中の所得が確認できる書類(確定申告書など)
- ・令和4年中の主たる生計維持者の収入見込額が計算できる書類
- ・納税通知書

#### 5. 前述の「4」に該当し、主たる生計維持者が失業または事業を廃止した方

##### ■減免額

平成23年度から令和5年度の保険税・・・平成22年中の所得金額の合計額に関わらず減免割合を10/10とし、前述「4」の減免額算定方法で算出

##### ■申請に必要な書類

- ・失業または事業を廃止したことが確認できる書類
- ・納税通知書

次ページへ続きます 

## 用語解説

事業収入等	事業（農林水産業含む）、不動産、山林、給与の収入
所得金額合計額	総所得（事業所得、給与所得、雑所得などの合計）と山林所得に土地・建物や株式の譲渡所得、先物取引に係る雑所得などを合計した金額
総所得金額等	所得金額合計額と同じ
合計所得金額	総所得（事業所得、給与所得、雑所得などの合計）、退職所得、山林所得を合計した金額

**注意** 「4. 主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、次の全ての要件に当てはまる世帯」に該当するか明確でない方は、収入額が確定してから申請してください。

## 減免申請の受け付け

## ■窓口での申請

次のいずれかの窓口で「申請に必要な書類」をお持ちください。

- ・南相馬市役所 税務課市民税係
- ・小高区役所 市民総合サービス課
- ・鹿島区役所 市民総合サービス課

## ■郵送による申請

郵便での申請も受け付けます。

減免申請書を下記からダウンロードしていただき、必要事項を記入の上「申請に必要な書類」を添付して郵送してください。

減免申請書をダウンロードすることができないときは、郵送しますので各担当窓口までご連絡ください。

## ▶ 減免申請書 [Word]

[https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/5/20210622\\_o5on7.docx](https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/5/20210622_o5on7.docx)



## ▶ 記載例【減免申請書】 [Word]

[https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/5/20210622\\_v2n2p.docx](https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/5/20210622_v2n2p.docx)



## 【郵送先】

〒975-8686 南相馬市原町区本町二丁目27番地  
南相馬市役所 税務課市民税係

次ページへ続きます 

## 減免申請期限

令和6年3月29日(金)

## 減免申請が不要な世帯

減免申請が必要な世帯の「減免の対象要件」に該当しても、申請が不要な方の「減免の対象要件」に該当し、減免割合が10/10の場合は、申請は必要ありません。

減免の対象要件	減免割合
①東日本大震災により居住する住宅が全壊し、市から「り災証明書」の交付を受けた世帯の方	年税額を5/10
②東日本大震災により居住する住宅が大規模半壊または半壊し、市から「り災証明書」の交付を受けた世帯の方	年税額を1/4
③避難指示が解除されていない帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域の世帯の方	年税額を10/10
④令和元年(平成31年)度以前に避難指示が解除された帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域、緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点で、一部負担金等免除が認定されている世帯のうち、 <b>被保険者全員の令和4年中の合計所得(※)</b> が600万円以下の世帯	年税額を10/10
⑤平成26年までに指定が解除された、旧緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点で、一部負担金等免除が認定されている世帯のうち、 <b>被保険者全員の令和4年中の合計所得(※)</b> が600万円以下の世帯	年税額を5/10

(※) 被保険者ごとの総所得金額等から基礎控除(43万円)を差し引いた金額の合計

**注意** り災や被災の判定は世帯主で行います。世帯員に被災した方がいても、世帯主が被災していなければ、減免の対象にはなりません。

**注意** 減免申請が不要な世帯に該当しても、納税通知書発送後に「減免申請が必要な世帯」に該当した場合は、申請書の提出が必要な場合があります。

## 【問い合わせ先】

## ●国民健康保険税に関すること

総務部税務課市民税係 TEL 0244-24-5226

## ●国民健康保険の資格に関すること

市民生活部市民課保険年金係 TEL 0244-24-5233

問い合わせ

総務部 税務課 市民税係

TEL 0244-24-5226



## 看護師等合同就職面接会「医療のお仕事面接会」について

7月14日HP更新

市では、市内の医療機関などでの人材不足を解消するため、合同就職面接会「医療のお仕事面接会」を開催します。

医療や介護などの現場で働きたい方、資格がなくても興味のある方はぜひご参加ください。

また、将来的に就職活動をされる看護学生の方の参加もお待ちしています。

会場では、仕事探しや働くための準備などについて専門の相談員に相談できます。

## 対象者

＜面接可能な方＞

看護師、准看護師、看護助手、薬剤師等医療資格者（放射線技師、臨床検査技師、臨床工学士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、管理栄養士、助産師など）、医療事務、看護学生

**注意** 相談だけでもかまいません。上記以外で市内の医療機関などで働きたい方（無資格者）もお気軽にお越しください。

## 内容

参加医療機関、介護福祉施設ごとにブースを設け、直接面接、相談ができます。

ハローワークの就職相談コーナーも設置します。

## 開催日時

8月19日(土)午前10時～午後2時（受付 午前10時から）

## 場所

南相馬市原町生涯学習センター 集会室（南相馬市原町区小川町322-1）

※ 参加医療機関など詳細については随時更新します。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、中止する場合があります。その際は、ホームページでお知らせします。

当日、受け付けの際に発熱やのどの痛みなどの症状がある方は、参加を見合わせてください。感染拡大防止のため、ご協力をよろしくお願いいたします。

問い合わせ

健康福祉部 健康政策課 地域医療推進係

TEL 0244-24-5259



## 浪江町からのお知らせ

令和6年度採用 浪江町職員（高校卒程度行政職、高校卒土木職および資格

免許職（管理栄養士）採用候補者試験のお知らせ

7月12日HP更新

町では、令和6年度採用 浪江町職員（高校卒程度行政職、高校卒土木職および資格免許職（管理栄養士））採用候補者試験を下記のとおり実施します。

### 職種、採用予定人員および主な職務内容

試験職種	区分	採用予定数	主な職種内容
高校卒程度	行政職	1人程度	行政全般に関する企画立案、調査、連絡調整、相談業務などの事務全般
	土木職	1人程度	一般および農業土木業務、土木行政事務など
資格免許職	管理栄養士	1人程度	町民の健康増進業務、特定保健指導業務など

### 採用予定時期

令和6年4月1日以降

### 受験資格

- 最終合格決定後、職務経験期間、資格および免許の確認のため、資格、免許証の写しおよび在職期間証明書などを提出していただくことになります。
- 採用時に普通自動車免許を有していることが条件です。

前記の受験資格にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する方は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 本町職員として懲戒免職の処分を受け、この処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

### 受付期限

8月10日(木) ※執務時間中に限ります。

**注意** 郵便による申込書提出の場合、8月8日(火)までの消印のあるものに限り受け付けます。

次ページへ続きます

試験の期日、場所および発表

【高卒程度行政職、高卒程度土木職および資格免許職(管理栄養士)職員採用候補者試験】

区分	期日	時間	試験場	発表
第1次試験 「総合能力試験 (Spi3)」	受験依頼メールで指定した日から、9月16日(土)までの期間のうち、受験者が選択する日時	総合能力試験 (Spi3) ※受験受付後、試験案内メールを受験者にお送りします。その後、自身の都合の良い日時を予約した上で受験していただきます。	受験者が選択するテストセンター会場およびオンライン会場  ※選択できる会場は、Spi3公式サイトで確認してください。	
第1次試験 高校卒程度 (行政職・土木職)	9月17日(日)	受付 午前9時～9時30分  【行政職】 教養試験 午前10時～正午 ※行政職の専門試験はありません。  【土木職】 教養試験 午前10時～正午 (昼休憩) 専門試験 午後1時～2時30分	「富岡町文化交流センター 学びの森」  双葉郡富岡町大字本岡王塚622-1	10月下旬頃に合格者へ通知します。
第1次試験 資格免許職 (管理栄養士)	9月17日(日)	受付 午前9時～9時30分  教養試験 午前10時～11時15分 (昼休憩) 専門試験 午後1時～2時30分	「福島県自治会館」  福島市中町8番2号  ※受験者多数の場合は会場を変更することがあります。	
第2次試験	11月下旬頃を予定	第1次試験合格者に改めて通知します。		改めて通知

次ページへ続きます 

## 受験案内、申込書の請求

受験案内および申込用紙は、浪江町役場 総務課行政係および各出張所で交付します。

郵便により申込用紙を請求する場合は、封筒の表に「令和6年度職員採用試験申込用紙請求」と朱書きし、120円切手を貼った自分宛の返信用封筒(角型2号)を必ず同封のうえ請求してください。また、下記より申込用紙をダウンロードして使用することもできます。

### 【請求先】

〒979-1592 双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田7番地2  
浪江町役場 総務課 行政係

### 《受験案内》

- ▶ 令和6年度採用浪江町職員採用候補者試験について [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/18858.pdf>



### 《申込書》

- ▶ 高校卒程度行政職採用候補者試験申込書 [Excel]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/18859.xlsx>



- ▶ 高校卒程度土木職採用候補者試験申込書 [Excel]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/18860.xlsx>



- ▶ 資格免許職(栄養士)採用候補者試験申込書 [Excel]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/18861.xlsx>



## 申し込み方法

申込用紙に必要事項を記入し、下記まで提出してください。

申込用紙を郵送する場合には、封筒に「令和6年度職員採用試験申し込み」と朱書きして、必ず簡易書留にて送付してください。なお、受験票を返送しますので自分宛の封筒(返信用封筒)に84円切手を貼って同封してください。

**注意** 申込用紙の受験票欄に忘れずに写真を添付してください。

### 【提出先】 ※請求先と同じ

〒979-1592 双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田7番地2  
浪江町役場 総務課 行政係

問い合わせ

総務課 行政係

TEL 0240-34-0235

## 7月29日・30日 「標葉郷野馬追祭」を行います

相双地区を代表する夏の風物詩「相馬野馬追」が、本年も盛大に開催されます。  
浪江町を含む標葉郷(しねはごう)でも、昨年につき通常規模の「標葉郷野馬追祭」を開催します。

7月29日(土)に浪江町から出陣し、30日(日)には町内で凱旋行列、中央公園で神旗争奪戦が行われます。騎馬武者の勇壮な姿が間近にご覧いただけます。

※当日、騎馬行列の周辺道路では、車両の通行が規制されますので、観覧される方は事前に町のホームページをご確認ください。

### ◆開催日時

7月29日(土) 午前8時5分～9時  
7月30日(日) 午後4時～5時45分

### ◆交通規制の時間

7月29日(土) 午前8時～9時30分  
7月30日(日) 午後3時30分～5時45分





## 双葉町からのお知らせ

## 双葉町内モニタリングポストの測定結果について(令和5年7月測定)

7月12日HP更新

原子力規制庁では町内に設置したモニタリングポストの測定結果を公表しています。

その中で、町内の公共施設および各地区集会所に設置されたモニタリングポストの測定値を見やすくまとめたものを掲載します。

(単位:  $\mu\text{Sv}/\text{時}$ )

地区	地点	測定日		
		平成24年 4月1日	平成26年 1月28日	令和5年 7月1日
新山	第一分団屯所	—	1.26	0.13
新山	新山公民館	—	0.74	0.15
新山	双葉町歴史民俗資料館	—	0.63	0.17
新山	双葉南小学校	—	0.80	0.18
新山	双葉中学校	—	0.97	0.16
新山	県立双葉高等学校	—	1.38	0.20
新山	中央公園	—	0.96	0.18
新山	国道6号線高万迫地内	—	—	0.65
下条	双葉総合公園	2.60	1.63	0.49
下条	旧双葉町役場	—	2.10	0.18
郡山	郡山公民館	1.48	1.01	0.26
細谷	細谷公民館	—	1.25	0.26
三字	三字公民館	2.53	1.53	0.14
山田	山田農村広場	24.47	14.24	2.67
石熊	石熊公民館	12.10	7.46	1.42
長塚	双葉町体育館跡地	6.25	3.58	0.38
長塚	長塚二公民館	3.26	1.77	調整中
長塚	双葉町青年婦人会館	—	3.60	1.13
長塚	町西住宅跡地	—	0.74	0.15
長塚	JAふたば北部営農センター	—	10.49	0.93
長塚	双葉北小学校	—	3.27	0.33
長塚	ふたば幼稚園	—	2.62	0.97
長塚	双葉駅北側駐車場	—	1.82	0.27
長塚	双葉町児童館	—	0.56	0.16
羽鳥	上羽鳥	1.89	1.37	0.26
羽鳥	羽鳥公民館	1.73	0.94	0.32
寺松	寺松公民館	3.46	2.05	0.64
渋川	渋川公民館	1.48	0.88	0.29
鴻草	北部コミュニティセンター	4.30	2.60	0.50
両竹	両竹公民館	0.54	0.32	0.06
中田	中田公民館	0.77	—	調整中
浜野	双葉町産業交流センター	—	—	0.04

※測定値は7月1日正午のものです。

問い合わせ

住民生活課

TEL 0240-33-0126

7月30日(日)告示 8月6日(日)投開票

# 郡山市議会議員一般選挙

## ～三条市で不在者投票をする方へ～

不在者投票

- 期間 **7月31日(月)～8月4日(金)**
- 時間 **午前8時30分～午後5時30分**
- 場所 **三条市選挙管理委員会事務局(三条市役所三条庁舎3階)**

### 手続き

#### ①投票用紙一式を請求する。

郡山市選挙管理委員会から届く「不在者投票宣誓書兼請求書」に必要事項を記入し、返信用封筒に入れて投函してください。

#### ②投票用紙一式を受け取る。

郡山市選挙管理委員会から「投票用紙、投票用封筒(内封筒と外封筒)、不在者投票証明書」が郵送されます。



証明書の開封や投票用紙への事前記入は絶対にしないでください。  
投票ができなくなります。

#### ③三条市選挙管理委員会事務局で投票する。

受け取った封筒一式を持参して投票してください。

投票済みの用紙を郡山市に送る必要があります。投票日当日、郡山市の投票所が閉じるまでに届かないと無効になりますので、早めの投票をお願いします。



問い合わせ

三条市選挙管理委員会事務局

TEL 0256-34-5594 (直通)



みなみそうまチャンネル

南相馬市



電話でのお問合せ  
TEL:0244-26-5663



<http://www.minamisoma.tv/channel/>

今週の番組

番組内容 [7/14~7/21]

- 毎時 00分～ オープニング&今週の番組
- 02分～ 南相馬市第三次総合計画 CONCEPTMOVIE
- 03分～ 南相馬市長 7月定例記者会見
- 13分～ 南相馬市プロジェクト研究最終発表会  
“お寺のロケーションを利用したカフェ事業構想”
- 22分～ 子ども祭り2023in南相馬
- 27分～ シェリー&ネイトのEnglish Corner  
Lesson5 学校で学ばなかった便利なフレーズ ～相馬野馬追について編～
- 32分～ 2023年度野馬追の里キャンペーンスタッフ発表会
- 37分～ 南相馬市プロジェクト研究最終発表会 “野馬追×車中泊 野馬追キャンプ”
- 47分～ 南相馬見聞録 日鷲神社
- 52分～ 南相馬市いきいき80体操 “筋力トレーニングSTEP2編”
- 57分～ 北泉海岸再始動したサーフツーリズム
- 59分～ リクエストアワーのお知らせ



避難先住所等の届け出について

東日本大震災に伴い避難されている方で、次のような場合は、全国避難者情報システム(避難者名簿)に登録されている内容を変更する必要がありますので、ご連絡ください。

- ・ 転居したので住所が変わった(変わる予定である)
- ・ 家族構成が変わった  
(子が進学などで転出、帰還した家族がいる など)
- ・ 避難生活が終了した(避難の意思を有しなくなった)

連絡先

三条市 福祉課 福祉・公営住宅係

TEL 0256-34-5405

三条市に避難している  
世帯数と人数(2023.7.19現在)

市町村名	世帯数	人数
小高区	13	33
原町区	3	3
南相馬市 計	16	36
浪江町	3	10
双葉町	1	1
郡山市	3	7
合計	23	54

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号  
Tel 0256-34-5511